

落札者決定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、①入札書が無効でない者、②予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 80点

イ 価格以外の評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} (80 \text{点}) \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

[小数点以下第4位を四捨五入]

(2) 最低価格は各入札者（失格となった者を除く。）の入札金額（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は20点満点とし、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）について、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

総合評価落札方式評価点算定基準

【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
<p>① 企業工事成績評定</p> <p>入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、発注工事の種類別工事成績評定点(特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値により評価する。</p> <p>対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。</p> <p>ただし、群馬県の工事成績評定データを使用する場合は「過去3年間」とする。</p> <p>また、伊勢崎市の工事成績評定のデータが少ない場合は、群馬県のデータを代用するものとし、この場合、「群馬県(知事部局)」と記載すること。</p>	4.5点	80点以上	4.5点
		70点を超え80点未満	(平均値-70)×4.5/10点 〔小数点以下第4位四捨五入〕
		70点以下	0点
<p>② 企業の施工実績</p> <p>同種工事を元請として施工した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)により評価する。</p> <p>同種工事は、「5」の要件による。</p>	3.0点	5年以内の実績有り	3.0点
		5年を超える実績有り	1.5点
		実績無し	0点
<p>③ 災害時等への地域貢献</p> <p>入札日現在における、伊勢崎市との間で災害応急対策業務に関する細目協定の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去3年間及び当該年度</p>	2.5点	締結有り	0.5点
		無し	0点
		災害時の応急対策等、緊急な出動があった場合	2.0点

<p>においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対策等、伊勢崎市が管理する社会資本の維持管理に関し、緊急な出動の有無により評価する。</p>		は、上記に加点する	
<p>④ 企業の優良工事表彰の受賞</p> <p>入札日の属する年度の前々年度及び前年度の伊勢崎市優良建設業者表彰の受賞(特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。)の有無により評価する。</p>	1. 0点	表彰有り	1. 0点
		無し	0点
<p>⑤ 地元企業の活用計画</p> <p>地元企業が施工する割合で評価する。</p>	4. 0点	90%以上	4. 0点
		70%以上90%未満	2. 5点
		50%以上70%未満	1. 0点
		50%未満	0点
小 計	15. 0点		

【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
<p>⑥ 配置予定技術者の施工経験</p> <p>同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。</p> <p>同種工事は、「5」の要件による。</p>	3. 0点	5年以内の実績有り	3. 0点
		5年を超える実績有り	1. 5点
		経験無し	0点
<p>⑦ 配置予定技術者の所有資格</p> <p>資格の取得状況により評価する。</p>	2. 0点	6-1に示す資格を所有	2. 0点
		6-2に示す資格を所有	1. 0点

		無し	0点
小 計	5.0点		
合 計	20.0点		

5 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

(記載例) ※ 記入すること。原則、過去10年間とする。

〇〇年以降に、群馬県内において完成引き渡しを完了した、国、県、市町村発注
の橋長が〇m以上で〇車線以上、設計荷重〇〇以上の現場打ち鉄筋コンクリート構
造の道路橋下部工工事

6-1 評価項目⑦「配置予定技術者」の2点となる資格は、次の資格とする。

(記載例) ア 1級〇〇施工管理技士

イ 1級建築士

ウ 技術士 (以下の技術部門/選択科目のもの)

<u>技術部門</u>	<u>選択科目</u>
<u>建設</u>	<u>特になし</u>
<u>農業</u>	<u>農業土木</u>
<u>森林</u>	<u>森林土木</u>
<u>総合技術監理</u>	<u>建設</u>
	<u>農業 - 農業土木</u>
	<u>森林 - 森林土木</u>

6-2 評価項目⑦「配置予定技術者」の1点となる資格は、次の資格とする。

(記載例) ア 2級土木施工管理技士

イ 2級建設機械施工技士

7 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。ただし、配置予定技術者の施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。
- (2) 工事成績評定については、 年 月 日以降契約締結、この工事の入札日の属する前年度から過去3年間に竣工した当該工事に該当する種類別（土木一式、舗装、鋼構造物等）工事とする。

なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。

【群馬県の工事成績評定データを使用する場合、上記（２）の記載は以下のとおりとする。】

（２） 工事成績評定については、年 月 日以降契約締結、年 月 日から 年 月 日までに竣工した、□□□□工事とする。

なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認することができる。

※□□□□（工事種別：土木一式、鋼構造物等）を記入する。

（３） 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験（企業項目②、技術者項目⑥）については、原則、過去10年間とする。